



3 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、有料公園施設の使用を許可しない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) 有料公園施設の施設又は設備を汚損し、又はき損するおそれがあるとき。
- (3) その他有料公園施設の管理上支障があるとき。

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。